

平成 29 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノ菱和
代表者の 代表取締役社長 黒田 英彦
役職氏名
(コード番号 1965 東証第2部)
問い合わせ先 常務取締役 飯田 亮輔
管理本部長
電 話 番 号 03-5978-2541

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）」が平成 27 年 9 月 30 日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたので、第 2 条（目的）の一部を変更するものであります。
- (2) 本日付「監査等委員会設置会社への移行、執行役員制度の導入および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを本日開催の取締役会で決定しました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を変更案第 31 条第 1 項のとおり新設するものであります。また、会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことから、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 30 条を変更案第 31 条第 2 項

のとおり変更するものであります。

(4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①～⑫ <省 略></p> <p>⑬ 労働者派遣法に基づく<u>一般労働者派遣事業</u>および<u>特定労働者派遣事業</u></p> <p>⑭～⑮ <省 略></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①～⑫ <現行どおり></p> <p>⑬ 労働者派遣法に基づく<u>労働者派遣事業</u></p> <p>⑭～⑮ <現行どおり></p>
<p>(招集権者)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長</u>が招集する。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>定めた代表取締役</u>が招集する。</p> <p>2. <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>
<p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会においては、<u>取締役会の決議</u>によって<u>定めた代表取締役</u>が議長となる。</p> <p>2. <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、<u>17</u>名以内とする。</p> <p><新 設></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <省 略></p> <p>3. <省 略></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <新 設>	(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第23条 <省 略> 2. <省 略> 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 <u>1名</u> を選定し、また必要に応じ取締役会長、取締役副会長各 <u>1名</u> および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第23条 <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. 取締役会は、その決議によって、必要に応じ取締役会長、取締役副会長各 <u>1名</u> を選定することができる。
(取締役会の招集および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 3. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた代表取締役が招集し、議長となる。 2. 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 3. 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって <u>決する</u> 。	(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって <u>行う</u> 。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
<新 設>	
(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役 <u>および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(業務執行の決定の取締役への委任) 第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の <u>13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
	(取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役との責任限定契約) 第30条 <新 設>	(取締役の責任免除) 第31条 当会社は取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役および監査役会の設置) 第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。	(監査等委員会の設置) 第32条 当会社は、監査等委員会を置く。
(監査役の員数) 第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。	<削 除>
(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<削 除>
(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。	(監査等委員会の招集) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(常勤の監査役) 第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	<削 除>
(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削 除>
(社外監査役との責任限定契約) 第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	<削 除>
第42条～第44条 <省 略>	第37条～第39条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(会計監査人の報酬等) 第 <u>45</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会の同意を得て定める。</u>	(会計監査人の報酬等) 第 <u>40</u> 条 会計監査人の報酬等は、 <u>取締役会の決議によって定めた代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第 <u>46</u> 条～第 <u>49</u> 条 <省 略>	第 <u>41</u> 条～第 <u>44</u> 条 <現行どおり>

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日（水）